

## 平成 27 年度 年間事業実施計画書

都市公園名	新潟県立植物園
指定管理者名	国際総合学園・都市緑花センターグループ (指定管理期間 平成 23 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日)
所在地	新潟市中央区清五郎 58 番地
電話番号	025-257-8711
ファックス番号	025-257-8766

## 事業実施計画書（目次）

- 1 管理運営方針
- 2 展示業務
- 3 普及啓発業務
- 4 調査研究業務
- 5 運営業務
  - ・ 利用促進業務
  - ・ 供用日・供用時間及び利用案内業務
  - ・ 有料公園施設の運営業務
  - ・ 行為許可業務
  - ・ 利用料金の徴収等業務
  - ・ 広報業務
  - ・ 意見聴取業務
  - ・ 地域・住民との連携業務
  - ・ 利用の禁止、制限業務
  - ・ 安全対策・緊急対応業務
- 6 維持管理業務
  - ・ 樹木等植物育成管理業務
  - ・ 一般施設の維持管理業務
  - ・ 清掃業務
  - ・ 巡視・点検業務
- 7 管理業務
  - ・ 事業評価業務
  - ・ 関係機関との連絡調整
- 8 管理体制
  - ・ 職員体制
  - ・ 管理事務所等の管理
- 9 自主事業
  - ・ 物販事業
  - ・ その他事業
- 10 物品の使用等
  - ・ 物品の使用・管理
- 11 その他
  - ・ 記録等の作成及び保管
  - ・ 県内産業振興や雇用への配慮
  - ・ 環境への配慮

## 1 管理運営方針

新潟県立植物園の魅力さをさらに充実させるとともに、潤いの空間として新たな魅力の創造をはかり、老若男女を問わず、より多くの県民に楽しんでもらい、活用してもらうことが指定管理期間第二期の目的と考えています。

「新潟県立植物園が目指す植物園像」として示される6つの柱と維持管理および運営方針を踏まえて、以下の4つの目的を設定し、バランスよく実施することで、新潟らしい特徴を持った日本有数の総合植物園として発展させます。

### (1) 四季を通じた「観賞」

これまで育んできた世界各地の植物園や生産者とのネットワークを活かして、新潟の園芸生産を代表する花木や、国内外の植物の500種類以上を当該指定管理期間に収集・植栽し、四季を通じて楽しめる植物園を目指します。

### (2) 知識・情報の「教育・普及」

植物や自然の重要性を身近に感じて知ってもらうため、学習支援などの教育・普及活動を重視し、教育施設としての役割を果たしていきます。

### (3) 貴重な植物の「保全」

新潟県を中心とした50種類以上の絶滅危惧植物の収集を継続して行います。また、ミズアオイやオキナグサの保全事業を地域と協働で行ってきた実績を活かし、自生地での保全を継続して行います。本県で作出されたボタンやアザレアなどの絶滅危惧園芸植物を収集し、新潟の自然と園芸文化を守る保全施設としての役割を積極的に果たします。

### (4) 植物に関する「調査・研究」

日本一の花木産地である新潟県の園芸文化史の解明や、ツツジ類の品種改良を通じて、植物園にしかできない調査研究を大学や研究機関と共同して行います。また、新規に園内の植物の生活史調査を行うことで、新潟県の緑化木や街路樹の選定・管理に貢献します。

## 2 展示業務

### 1 観賞展示温室第1室

- (1) 熱帯のツツジやツバキの仲間、四季咲き性や観賞価値の高い熱帯植物、絶滅危惧植物を新規導入し日本を含む温帯と、熱帯の多様性や不思議さを理解していただける展示とします。
- (2) 他県の植物園や研究機関と情報交換などの連携を行い、熱帯植物の花や果実を展示します。
- (3) 第2室等の展示で用いる植物に関連した熱帯・亜熱帯産の植物を展示します。
- (4) 開花結実した植物の果実は、樹上での観賞のほか、収穫して解説パネルとともに展示し、観察を促します。

### 2 観賞展示温室第2室・第3室

#### (1) 観賞温室第2室

第2室の企画展示では、テーマに合わせ華やかさのほか、当グループの研究成果や花卉団体との連携を活かし新潟の自然や園芸文化をアピールし、植物分類を盛り込んだ展示を年9回行います。

(新潟の花チューリップ展 4月1日～4月5日 ※平成26年度末から引き続き)

シャクナゲ・ツツジ展 4月8日～5月31日

絶滅危惧植物展 6月3日～7月20日

食虫植物展 7月23日～9月6日

ハーブ展第1部 9月9日～10月12日

ハーブ展第2部 10月14日～11月15日

クリスマス展 11月18日～12月26日

アザレア展第1部 1月4日～2月1日

アザレア展第2部 2月2日～2月28日

チューリップ展 3月2日～4月3日

## (2) 観賞温室第3室

①住宅内を使い、花や緑に関連する作品展示を20回行います。

②住宅花壇では季節毎に植物を入れ替えます。

③各愛好団体や地域との共同で以下の展示を行います。

春 クレマチスなど

夏 熱帯果樹

秋 大文字草、キク

冬 洋ラン、にいがたの花

\*ただし、団体の都合により変更になる場合があります。

## 3 情報センター、園地等、その他

時期	展示	会場
春	春の大つばき展	花と緑の情報センター
	チューリップ、サクラ、ツツジ、ボタン* ミニガーデン・寄せ植えコンテスト	園地 園地 (エントランス広場)
夏	グリーンカーテン	園地 (エントランス広場)
	明後日朝顔	園地 (エントランス広場)
	オオオニバス展示	園地(池)
秋	秋のいけばな展	花と緑の情報センター

\*チューリップ、サクラ、ツツジ、ボタンについては、花の名所として定着するよう、園地の展示として積極的に広報を行います。

## 3 普及啓発業務

### 1 花と緑の相談コーナーの週間相談日数及び一日の相談時間

一週間の相談受付日数：7日

一日の相談時間：8.75時間（8時30分から17時15分まで）

相談員による受付は週2日（10時30分から12時および13時から15時）

### 2 花と緑の教室の年間開催日数

年間開催日数：40回

### 3 体験教室の年間開催日数

年間開催日数：25日

### 4 上記以外の普及啓発の実施内容・考え方

#### (1) 人と人とのコミュニケーションを重視した解説

第1温室における「熱帯植物ガイドツアー」を行います。

スタッフ（運営スタッフ、ボランティア）による温室の展示解説を行います。

#### (2) ラベル、オリジナル機器を利用した解説

「seedPod」（携帯型音楽プレーヤーを利用した解説）での展示解説を行います（希望者に貸出）。

樹名板、解説パネルの充実を図ります。

#### (3) 学校などに対する学習支援

教育プログラムにより、学校の総合学習、教科学習、遠足などの学習活動の支援を行います。

博物館実習、インターンシップ等の受け入れを行います。

## 4 調査研究業務

#### (1) 開花・結実調査

熱帯植物ドームおよび園地において10日毎に開花・結実調査を行い、調査結果をデータベース化し、開花掲示板やホームページなどで観賞適期に公表します。

#### (2) 園芸史調査

・江戸時代から続く花卉園芸の歴史を、これまでに収集した資料を用い、また県内園芸団体、生産団体の協力を得て、調査を継続します。

・これまでの成果は企画展示、講演、新聞連載、ホームページ（にいがた花の園芸史）を通じて発表します。

・今年度はさらに50点以上の資料を収集します。

#### (3) 自然関連団体の情報収集

新潟県には各地に存在する多くの自然保護団体の情報を植物園で集約し、ホームページや広報誌などにより広く公開することで、活動を活性化させ、保全活動を推進します。

#### (4) 植物の収集

10種以上の絶滅危惧植物や、本県の園芸に縁の深い雪割草やツツジ類、日本海型植物であるユキツバキ、水生植物など100種類以上の植物を収集し、園地および温室をさらに充実させ、研究材料としても積極的な利用を図ります。

#### (5) 新潟を特徴づける植物の研究

新しい園芸品種群の作出の基礎資料となる系統解析や、園芸ツツジの起源に関する研究を大学・博物館と共同で継続して行います。

ユキツバキとヤブツバキの分類や生態に関する研究を大学や研究施設と共同で継続して行います。

#### (6) 県内絶滅危惧植物の保全に関する調査研究

日本植物園協会の保全拠点園として県内に自生する絶滅危惧種を中心とした保全栽培に関する研

究を行います。また、新潟県、市町村の協力を得て、自生地内外での生態や生活史、栽培技術に関する調査研究を行います。

## 5 運営業務

### ・利用促進業務

#### 1 観賞展示温室 入館者数目標 93,000 人

さらなる入館者増加のために、これまで以上に魅力的な企画展示や、県内外を問わない広域への効果的な広報など、以下の取り組みを行い、積極的に利用を促進します。

##### (1) 「行ってみたい！」と思わせるきっかけづくり

地域連携による展示、コンサート等を開催します。

##### (2) 「楽しく学べる植物園」を PR

- ・教育の場として活用してもらえよう教育機関へ働きかけを行います。
- ・緑花センター管理する他の都市公園のイベントなどで植物園の PR を行います。

#### 2 園地 入園者数目標 257,000 人

##### (1) 花あふれる植物園の魅力を PR

サクラ、ツツジ、ボタンなど、早春から初夏までに園地で開花する植物の見ごろを積極的に PR します。

##### (2) 地域と連携した大規模イベントの開催

地域団体や新潟市と連携し、「にいつ花ふるフェスタ」、(公財)新潟県都市緑花センターの 25 周年記念イベント等を開催します。

#### 3 利便性の向上の取り組み

##### (1) 団体利用の促進

##### (2) キッズコーナーの設置

##### (3) 貸出物品の充実

## ・ 供用日・ 供用時間及び利用案内業務

### 1 供用日及び供用時間

#### (1) 園地

供用日：常時開放

但し、エントランスゲートは夜間閉鎖、ゲート横の扉及び他の出入口からは入園可能

#### (2) 観賞展示温室

供用日：1月4日から12月27日まで

但し、月曜日（月曜日が休日に当たるときは、その直後の休日以外の日）を除く

別途、臨時休館、開館あり

供用時間：9時30分から16時30分まで（入館締切は16時）

※また、利便性・サービスの向上等を目的に、以下のとおり、供用日及び時間の変更を行います。

#### ①供用日の変更

展示入れ替えに伴う休館日の振替

第2温室企画展示の入れ替えは大規模な作業となるため、通常休館日および翌日の2日間を入れ替え作業にあてます。なお、臨時休館日分は他の週の月曜に臨時開館し、年間の供用日数の変更は行いません。

#### ②供用時間の変更

・夜間開園に伴う開館時間の延長

お盆時期 8月14日（金）・15日（土）閉館時間20時30分

クリスマス時期 ・23日（水・祝）・24日（木）閉館時間19時30分

#### (3) 駐車場

開放時間 一般駐車場：常時開放

但し、近隣住民への夜間の騒音対策のため、17時30分から8時30分の間付近、付近に住宅のある国道403号側の入口を閉鎖

身障者駐車場：常時開放

### 2 利用案内業務

#### (1) 観賞展示温室

入館券売場にスタッフ1名以上が常駐し、発券業務及び利用案内を行います。

常駐時間 9時30分から16時30分まで

#### (2) 花と緑の情報センター

常時、事務室スタッフが3名以上常駐し、研修室、園地等の利用案内を行います。

開所日 年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日

開所時間 8時30分から17時15分まで

## ・ 有料公園施設の運営業務

### 1 観賞展示温室

供用日及び供用時間は前述のとおりです。

来館者には対面により入館券の販売を行います。

団体予約の受付は花と緑の情報センターにて開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

## 2 研修室

花と緑の情報センターにて開所時間内に電話及び対面により受付を行います。

### ・行為許可業務

下記の行為について、県が定める基準に基づき、許可に係る事務を行います。

- ・物品を販売し、又は頒布すること。
- ・競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- ・募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- ・ロケーション又は業としての写真の撮影をすること。



・利用料金の徴収等業務

1 利用料金

(1) 観賞展示温室

①通常時

区 分		料 金
個人	児童等	100 円
	シルバー	500 円
	高校生・学生	300 円
	その他	600 円
団体 (20名以上)	児童等	100 円
	その他	480 円
定期券 (1人につき6月有効)		1,200 円
回数券 (5回分)		2,500 円

また、上記のほか、以下の料金変更を行います。

新潟県内の幼稚園、保育園が行事で園児を引率する場合の引率職員	無料
新潟県内の小中学校が行事などの校外活動で利用する場合の児童・生徒	無料

②イベント等開催時

以下の供用日に観賞温室の利用料金を変更します。

春の植物園まつり開催日 5月4日(月・祝)から5月5日(火・祝)まで	誰でも無料
にいつ花ふるフェスタ開催日 6月7日(日)	大人100円
秋の植物園まつり開催日 9月19日(土)	誰でも無料
敬老の日 9月21日(月・祝)	65歳以上に限り無料
植物園開園記念日直近の休日 11月29日(日)	誰でも無料
早春の花展開催日 3月19日(土)、20日(日)	誰でも無料

③近隣施設相互間の料金割引

近隣の新潟市新津美術館及び新潟市新津鉄道資料館との3施設合同で料金割引サービスを実施。いずれかの施設の入館券半券持参で他の2施設の利用料金を団体適用とします。

④地元イベントとの連携による料金割引

新津商工会議所にいつ食の陣実行委員会主催の「にいつ食の陣2015」と秋葉区内の各観光施設が連携した料金割引サービスを実施。5月1日～31日の開催期間中にスタンプラリーハガキを持参の本人に限り、利用料金を団体適用とします。

(2) 研修室

区 分		料 金
全面使用	午前	4,100 円
	午後	6,200 円
	全日	10,300 円
	1 時間	1,600 円
半面使用	午前	2,100 円
	午後	3,100 円
	全日	5,100 円
	1 時間	820 円

(3) 減免基準

新潟県都市公園条例及び地域機関委任事務（土木建築関係行政事務）処理要領のとおり

①行為許可関係

- (ア)国、県、市町村その他公共団体が主催又は共催する事業のために使用する場合  
全額免除
- (イ)県が後援又は賛助する事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。）  
全額免除
- (ウ)公園の健全な利用を目的とする事業のために使用する場合（営利を目的としないものに限る。）  
全額免除

②有料公園施設使用許可関係

新潟県立植物園観賞展示温室

- (ア)小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の小学部及び中学部の児童及び生徒が、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に入館する場合  
全額免除
- (イ)小学校の児童並びに中学校、高等学校及び中等教育学校の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館する場合（修学旅行を含む。）の引率者  
全額免除
- (ウ)児童福祉法（昭和22年法律第164号）第44条に規定する児童自立支援施設（以下「児童自立支援施設」という。）の入所者が児童福祉法等の一部を改正する法律（平成9年法律第74号。以下「改正法」という。）附則第7条に規定する教科において入館する場合の引率者  
全額免除
- (エ)身体障害者手帳の交付を受けた者が入館する場合  
全額免除
- (オ)療育手帳の交付を受けた者が入館する場合  
全額免除
- (カ)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が入館する場合  
全額免除
- (キ)盲学校、聾学校及び養護学校の児童及び生徒が教育課程に基づく教育活動として入館する場合の当該児童及び生徒並びにその引率者  
全額免除
- (ク)児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施

- 設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設の入所者が当該施設の活動として入館する場合の当該入所者及びその引率者 全額免除
- (ケ)補装具を使用している障害者が入館する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (コ)身体障害者手帳に第一種身体障害者として記載されている者が入館する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (サ)療育手帳に第一種知的障害者として記載されている者が入館する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (シ)精神障害者保健福祉手帳に障害等級1級として記載されている者が入館する場合のその者1人につき1人の介助者 全額免除
- (ス)(エ)から(カ)までに規定する者又は補装具を使用している障害者が団体(それらの者が20人以上であるものに限る。)として入館する場合の当該団体に随行する2人以内の医療担当者 全額免除
- (セ)県内に所在する小学校の児童及び中学校又は中等教育学校の前期課程の生徒が教育課程に基づく教育活動として入館する場合並びに県内に所在する児童自立支援施設の入所者が改正法附則第7条に規定する教科において入館する場合は、その者の使用料につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額を免除する。

a 20人以上の場合 1人につき140円

b 20人未満の場合 1人につき210円

新潟県立植物園研修室(専用使用の場合に限る。)

(ア)県が主催する事業のために使用する場合 全額免除

(イ)県が共催する事業のために使用する場合(営利を目的としないものに限る。) 規定額の1/2の額を免除

(ウ)県内の市町村が主催する事業のために使用する場合(県が共催する事業のために使用する場合を除く。) 規定額の3/10の額を免除

(エ)緑花の育成、保全及び指導等の活動を主たる目的とする法人又は団体が当該活動を行うために使用する場合 規定額の3/10の額を免除

## 2 利用料金の徴収方法

原則現金前納とします。但し、以下の場合は後納できるものとします。

(納入期限:利用日から30日以内、振込可)

- ・国・県及び地方公共団体等が申請者(利用者)である場合
- ・コンサート等の複数日使用する大規模イベントである場合。
- ・あらかじめ契約を締結している場合(旅行会社との観光者斡旋契約)

## ・広報業務

### 1 広報誌の発行 年間計 14 回

#### (1) 植物園だより (年 4 回 4 月・7 月・10 月・1 月)

個人、公共施設、観光施設、学校等へ配付します。ホームページでの閲覧可。

#### (2) 催事・開館日カレンダー (年 4 回)

園内で配布します。

#### (3) 園内見どころマップ (年 6 回)

園内で配布します。ホームページでも公開します。

### 2 パンフレット等

#### (1) 施設リーフレット

#### (2) 展示チラシ

#### (3) 温室エリア別パンフレット (熱帯植物及び水生植物解説パンフレット)

### 3 インターネット

#### (1) ホームページ

#### (2) ツイッター

#### (3) ブログ

#### (4) フェイスブック

#### (5) 電子書籍

#### (6) 観光情報サイトへの情報

### 4 その他

- ・各マスメディアへプレスリリースを行い、取材を誘致します。
- ・無料広告枠の活用のほか、CM や広告を掲出します。
- ・外部団体主催の講演会・講習会での講師業務を通じて、植物園を PR します。
- ・近隣保育所や学校に訪問営業し、遠足等での団体利用を促進します。

## ・意見聴取業務

### 県指定アンケート

県立都市公園アンケート実施要領に基づき実施します。

### 常設アンケート

温室出口付近（第3室住宅内展示スペース出口）に設置します。

### 日常における情報収集

- ・利用者との日頃の会話、電話、メール、ホームページでの意見聴取
- ・友の会会員、ボランティアの活動を通じた意見聴取
- ・近隣団体・施設及び花卉生産者等との連携活動を通じた意見・情報収集

## ・地域・住民との連携業務

### 1 連携の実施内容

#### (1) 近隣施設、団体との連携

自治体や近隣施設、団体、生産者等と連携し、以下の展示やイベントを行います。

4月 「春の大つばき展」新潟県花つばき協会と共催

4月～11月 新津商工会議所との連携による植栽活動

5月 新津商工会議所主催「にいつ食の陣 2015」との連携

6月 「にいつ花ふるフェスタ」実行委員会形式による新潟市秋葉区や新津観光協会、近隣施設との共催

9月 秋のイベントにおける新潟市秋葉区及び周辺施設（県埋蔵文化財センター、弥生の丘展示館）との連携

10月 「秋のいけばな展」新津華道連盟

2月 洋ラン展示 地域の愛好団体との連携

3月 新潟市の特産の花の展示 新潟市との共催

その他、地元の教育施設と連携をとり、県民の植物・科学への関心を高めるように努めます。

#### (2) 友の会、ボランティアとの連携

植物園および植物の魅力の発信源としての一翼を担う「植物園友の会」に対し、イベント時の出展や教室開催、温室内の展示への協力依頼を行います。

「植物園ボランティア」の登録を受け入れ、参加しがいのある活動の場を提供します。

学生ボランティアと協力して、イベントや教室を開催します。

#### (3) その他関係機関との連携

国内外の研究機関や、地元生産者などとの研究材料の交換などを継続して行います。

県内外の大学などと連携した研究、博物館実習やインターンシップの受け入れを行います。

県や市町村、自然関連団体と絶滅危惧植物の保全活動を行います。

## ・利用の禁止、制限業務

公園の破損や公園で工事を行う場合などには、公園の安全又は公園利用者の危険防止のため区域を定めて、当該区域の利用を禁止又は制限します。

一般駐車場は近隣住民への騒音防止のため、付近に住宅のある国道 403 号側で入口を夜間（17 時 30 分～8 時）閉鎖します。

## ・安全対策・緊急対応業務

### 1 緊急発生時

「初動時の対応マニュアル」、「新潟県立植物園 消防計画」および「災害時緊急体制 地震時の対応」に基づき、「利用者の安全確保を最優先にし、各行政機関などと適切な初期対応を図り、被害を最小限度にとどめるよう努めるとともに、関係機関へ速やかに通報します。

機関名	主な連絡・調整事項	連絡体制等対応手順
新潟県	園内の事故等情報、災害時等緊急事態	初動時の対応マニュアル 地震時の対応マニュアル
警察	事件、事故、災害時等緊急事態	初動時の対応マニュアル 地震時の対応マニュアル
消防	災害時等緊急事態	消防計画 初動時の対応マニュアル 地震時の対応マニュアル
保健所	食中毒等発生、犬猫等の放置など	初動時の対応マニュアル

### 2 発生に備えた取り組み

#### (1) 救急法教育および AED の設置

実技訓練を年 1 回行い、職員全員が「普通救命講習」を修了します。AED を園内に 1 ヶ所以上配置します。

#### (2) 安全衛生教育

安全衛生教育を月 1 回実施します。

#### (3) 災害・消防訓練

災害・消防訓練を全職員対象に年 2 回実施します。

#### (4) ガス等漏洩想定訓練

ガス漏れ、灯油の漏洩、の薬剤漏洩を想定した訓練を年 1 回実施します。

### 3 通常時の安全対策

#### (1) 園内パトロールの実施

#### (2) ミーティングによる安全管理状況の確認と徹底

#### (3) 注意喚起サインおよび立入禁止柵の設置

#### (4) その他

## 6 維持管理業務

### ・樹木等植物育成管理業務

#### 1 観賞展示温室内植物管理

##### (1) 自生環境を考慮したエリア分けによる管理

温室内を自生地環境や利用などによりエリア分けをして、エリアごとに管理基準目的を設定し管理します。

##### (2) 生育調整

タビビトノキなどドームの天井に届きそうなもの、他の多くの植栽樹木の生育に悪影響を及ぼしそうなものについては伐採、剪定を行い、次世代植栽用の苗木の育成を行いません。

##### (3) 観賞展示温室第2室、3室の植物管理

###### ①花と緑のステージ 花と緑のアトリウム

展示植物ごとに管理上注意するポイントをきめ細かく確認し、朝夕に温室の巡回をおこない、灌水や剪定、花がら摘みなど柔軟かつ細やかな対応により植物を健全に育成します。

###### ②水中庭園

テーマの異なる各水槽の特性を発揮できるように、週1度の水槽の洗浄、換水、剪定や植え替えの作業を行うほか、1日1回巡回し、水温のチェックや水生動物へ給餌を行います。また、魚やエビなどの水生動物を飼育します。

#### 2 栽培温室・育種温室管理

##### (1) 利用目的と自生地環境を考えた管理

自生地の環境や利用目的によって各温室の温度や灌水等の管理を変えることで、多種多様な植物を健全かつ効率的に管理します。

###### ①植物園をさらに充実させるための取組み

園内や観賞温室の植栽を充実させるために、新潟特産のツバキ、シャクナゲ、ツツジなどの園芸植物や、絶滅危惧植物などの新潟産の野生植物の育苗し、園内、温室へ随時植栽します。

###### ②確実に咲かせる技術を活かす

アザレア展、ツツジ・シャクナゲ展、チューリップ展、クリスマス展などの企画展示期間に合わせて、開花調整を行います。

###### ③絶滅危惧植物、重要園芸品種、種子、標本の保存

新潟県の絶滅危惧植物を中心に、環境省とタイアップして、日本各地の絶滅危惧種を収集し、保全栽培を行います。また、新潟で作出されたアザレアやボタン、ツバキなどの園芸品種収集、保存します。

#### 3 園地管理

##### (1) 地域の自然、園芸産業への理解と関心を高めます

###### ①にいがた花木園

- ・日本つばき協会、新潟県花つばき協会の協力を得て、ツバキの収集、植栽、管理を行います。
- ・コレクションの新規導入を図るとともに、バックヤードで育成中の植物の植栽を進めます。

②にいがた自然園

- ・ 県内の絶滅危惧種を中心とした希少種 30 種を植栽します。
- ・ 地域の専門家との連携による生育調査を行います。

③水辺の草花園

- ・ 異常な繁茂を続けるヒシの制御を行います。
- ・ 福島潟より譲り受けたオニバスについて適切に管理します。

(2) 魅力ある植栽の提案を行います

宿根草花壇、ハーブ園、石垣緑化見本園の空白地に計画的に植栽を行います。

(3) 目で楽しむ空間を創出します

①エントランス広場

ボランティアの方々等とともに草花植栽を行います。  
園内各所へプランターなど装飾的な植栽を行います。

②さくらの山

植栽地の土壌肥沃化を図るマルチング、施肥を行います。

③芝生地

修景的芝生：刈りこみ(年 3-4 回)、手取り除草(随時)  
芝生広場：刈りこみ(年 2-3 回)

・ 一般施設の維持管理業務

1 利用状況・季節に応じた効率的な施設管理

施設の特長や利用者のニーズを的確に把握し、利用者が快適に過ごせるようにするとともに、植物の適切な管理が実施されるよう、専門の設備運転監視者が常駐することで、効率的な施設管理を行います。

業務は「新潟県立植物園 設備保守管理業務仕様書」および「設備運転管理業務 業務方法書」などに基づき、年間および四半期の業務計画書を作成し、実施します。また、業務遂行については設備運転管理報告書を作成し、今後の効率的な管理に役立てます。

(1) 日常運転監視業務

- ①蒸気ボイラー運転管理
- ②設備運転管理
- ③電気、ガス、水道使用量の記録
- ④給水設備の点検
- ⑤その他(小規模修繕ほか)

(2) 定期点検業務

- ①給水施設
- ②熱源機器設備
- ③その他施設



## ・清掃業務

### 1 「きれい！快適！また来たい！」植物園を提供します

これまでの植物園管理経験を活かし、施設特性を把握し、「新潟県立植物園 環境衛生管理業務仕様書」などに基づいた清掃を、TPOに合わせ、柔軟かつ的確に実施することにより、利用者に「きれい！快適！また来たい！」と感じていただける施設となることを目指します。

### 2 スタッフに5Sを徹底し、快適性を向上させます

清掃に携わるスタッフは「清潔」「清掃」「整理」「整頓」「躰」の「5S」を徹底し、管理レベルのさらなる向上を図るとともに、利用者に「明るさ」や「親しみ」を感じていただける清掃を行うようにします。

## ・巡視・点検業務

### 1 警備

利用者にとって常に安心安全な植物園を提供します

植物園は温室と園地で構成されており、園地部分は24時間入園が可能な状態です。このような状態は、不審者の侵入、盗難、放火などの被害にあう可能性があります。利用者へ及ぶ危険を未然に防ぎ、さらに施設への不良行為などを防止するため、仕様書などに基づいた、日々の巡回や施設の警備を行います。

### 2 保守点検

予防保全に基づく施設・設備保守点検

中長期計画に基づく点検を実施し、異常の早期発見・早期対応に努め、修繕などの対応を行い、施設・設備の役割や特性を常に発揮させる保守点検を行います。耐用年数や稼働時間を考慮し、過去14年間の施設管理ノウハウを活かした効果的な保守点検を実施します。

## 7 管理業務

### ・事業評価業務

#### 1 自己評価の手法

植物園の利用状況や維持管理状況、それらの費用対効果などについて、毎年2月に評価を行い、よりよい植物園の管理運営に活かします。

##### (1) 具体的な方法

組織内部での評価および利用者へのアンケート調査などの評価結果を分析し、問題点などを顕在化（内部評価）させた上で、植物園評価委員会による総合評価（外部評価）を受け、最終的に緑花センター理事会で評価結果の検証（評価の検証）を行います。

##### (2) 評価結果の活用

評価結果を受け、より効率的かつ効果的な管理運営、維持管理を目指すため、当グループではPDCAサイクルを活用し、持続的な発展を図り、よりよい植物園管理運営につなげます。

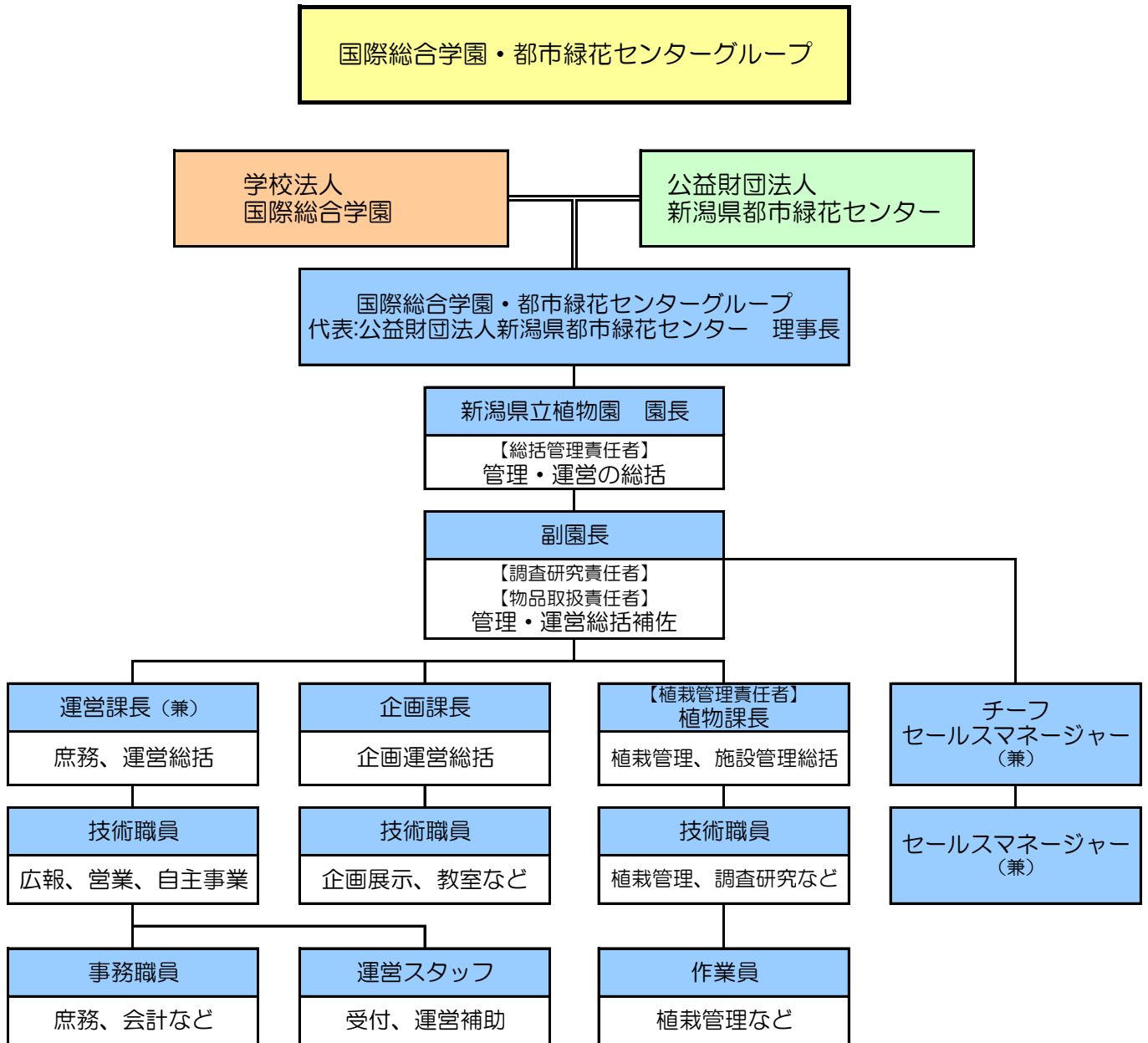
### ・関係機関との連絡調整業務

県、市町村、学校、近隣施設等との連絡調整を随時行うとともに、これらから公園の管理運営に関し協議を求められた場合は、積極的に対応します。

8 管理体制

・職員体制

【新潟県立植物園の組織】



## ・管理事務所等の管理

- 1 花と緑の情報センターの開所日及び時間  
年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く毎日 午前8時30分から17時15分まで
- 2 花と緑の情報センターで行う業務  
利用案内、行為許可・有料公園施設使用許可申請の受付、企画運営、維持管理、花と緑の相談コーナー開設、緑の図書コーナー開設、ボランティアへの作業指示、友の会入会受付 等

## 9 自主事業

### ・物販事業

- 1 カフェまたはレストラン営業  
27年度の営業に向けて検討をすすめます。営業に際しては、入館者以外でも気軽に利用できることをより一層PRし、利用促進に努めます。
- 2 売店営業  
展示と連動した植物販売やグッズ等の販売を行います。  
カフェまたはレストラン営業とあわせ、物販の営業も検討します。
- 3 自動販売機の設置  
利用者からのニーズが多い飲料水の販売機や、レストランおよび売店機能を補完する目的の食品の販売機を設置し、利便性の向上を図ります。

### ・その他の事業

- 1 イベント
  - ・植物園まつり
    - 【実施時期】  
春：5月4日（日・祝）・5日（月・祝）  
秋：9月19日（土）
    - 【主な内容】  
バックヤードツアー、自然素材を使った体験教室、オオオニバス試乗体験（秋のみ）、古本市、物販（植物・飲食）等
- 2 その他  
出張講座等により、植物や植物園を身近な存在に感じ親んでもらうとともに、緑や花の普及啓発を図ります。また、新津エリアの観光における中核的拠点として広いエリアからの集客を図ります。

## 10 物品の使用等

### ・物品の使用・管理

使用する県の所有物品について、善良な管理者の注意をもって管理にあたるよう、次に掲げる事務を行います。

- (1) 数量、使用場所、使用状況等の把握
- (2) 適正に管理するための物品取扱責任者の設置
- (3) 物品の故障又は破損時の修理又は修繕、処分の際の県への協議
- (4) 本来の用途に供することができないと認められるものが生じたとき、亡失又は損傷があったときの県への報告

## 11 その他

### ・記録等の作成及び保管

仕様書に基づき公園管理業務の実施に伴って作成・整備した図面、記録類について、汚損、紛失等のないように適切な方法で保存・保管し、県又は県が指定する者（次期指定管理者など）に引き継ぎます。

### ・県内産業振興や雇用への配慮

#### 1 県内産業振興の取り組み

##### (1) 県内花卉産業を盛りあげます

###### ①園芸産業の紹介

県内の生産者団体や愛好会との連携により、新潟を代表する花卉である雪割草、クリスマスローズ、チューリップ、アザレア、西洋シャクナゲなどを展示題材に取り上げます。

園地においてボタン、ツツジ、ツバキを展示、解説し、産地を紹介します。

新潟のオリジナル品種のコレクションと解説を充実させます。

###### ②県内産植物の活用

球根、花苗、花木などの植栽材料は、新潟県で生産された球根や苗の使用に努めます。

###### ③新品種開発への貢献

新品種作出を進めている県の研究施設、地元大学等へ、コレクションを改良親として提供することで、県内花卉産業の発展に寄与します。

##### (2) 県産材を活用します

プランターカバーやベンチ、看板、本棚、展示ケースなどの設置、更新や、支柱、杭の使用に際しては、スギ間伐材など、県産材を活用した製品を優先して導入します。

#### 2 県内居住者の雇用確保の取り組み

##### (1) 地域の雇用を促進します

植物園管理業務を行う職員の雇用に関しては地元住民を優先的に採用します。

雑草の成長期など作業量が増加する時期には、重点的に中高年齢者を活用するようにします。

##### (2) 県内企業の活用

造園や展示などの委託業務は、新潟県内に本社または主たる事務所を置く企業を優先します。

## ・環境への配慮

当グループで構築した環境マネジメントシステムに基づき環境活動に取り組みます。この取り組みを効果的に進めるため、職員への適切な環境教育やグループ構成員のホームページにおいて、環境に配慮した活動の情報提供を行います。

### 1 環境に負荷の少ない循環型の公園管理

職員は勿論、利用者へも省エネやゴミの発生抑制などの協力を呼びかけ環境活動の普及啓発を行います。

植物園の維持管理で発生した剪定枝や落葉は、チップや堆肥として100%園内に還元します。一般廃棄物処分については、処分過程でリサイクルを積極的に行っている事業者を優先的に選定します。また、展示などで使用した植物については可能な限り有効活用を図ります。

また、物品の購入では収集した環境ラベル情報等を活用し、環境負荷の低減に努める事業者からの優先購入に努めます。

### 2 自然環境の保全のための取り組み

絶滅危惧植物の保全や自然環境に関わる地域の活動を支援するなど生物多様性の維持に努めます。

子供や学校を対象としたプログラムや花と緑の教室、シンポジウムなどの実施により、環境に対する意識や保全への理解促進に努めます。

## 平成27年度 新潟県立植物園 資金計画書

### ＜利用料金収入＞

(単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
有料公園施設使用料	32,605	
行為許可使用料	103	
利用料金収入計	32,708	

### ＜指定管理委託費＞

(単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
県からの指定管理委託料	248,975	

### ＜管理運営経費＞

(単位:千円)

項 目	年間予算	備 考
維持管理費	267,489	
人件費	74,912	
事業費	130,908	
光熱水費	33,320	
展示・普及啓発	18,570	
調査・研究	130	
植物管理	37,346	
施設管理	31,101	
清掃	9,157	
警備業務	1,284	
事務費	54,985	
修繕費	6,684	
一般管理費等経費	14,194	
管理運営経費計	281,683	

※ 項目欄は必要に応じ適宜追加・削除すること。

※ 指定管理委託料の予算欄には、原則として指定管理者指定申請時の当該年度の提案額とすること。